

競売入札代行サポート

裁判所が行う不動産競売における不動産の調査や入札価格の設定を、専門的分野からアドバイスし、お客様の代わりにすべての手続きを当社が行うシステムです。

* 不動産競売とは？

裁判所の管理の下で、民事執行法という法律で行われる不動産の売却です。

競売の入札には、**一般のユーザー・個人・法人など、誰でも**参加することができます。



* 不動産競売のメリット

市場価格より格安で購入できます。

裁判所が決めた売却基準価格と買受可能価格が、**市場価格より40～50%程度安く設定**されているため、設定価格より高く落札出来れば、**市場価格より20～30%程度安く購入**することができます。

* 不動産競売のデメリット

建物の内部を実際に見ることができません。

裁判所公示の「現況調査報告書」の内部写真、及び「評価書」「物件明細書」と実際の外観を見て判断することになります。



入札時と残代金支払い時には、現金が必要です。

入札時に、**保証金が売却価格の20%必要**です。

(落札出来なければ全額返還されます。)

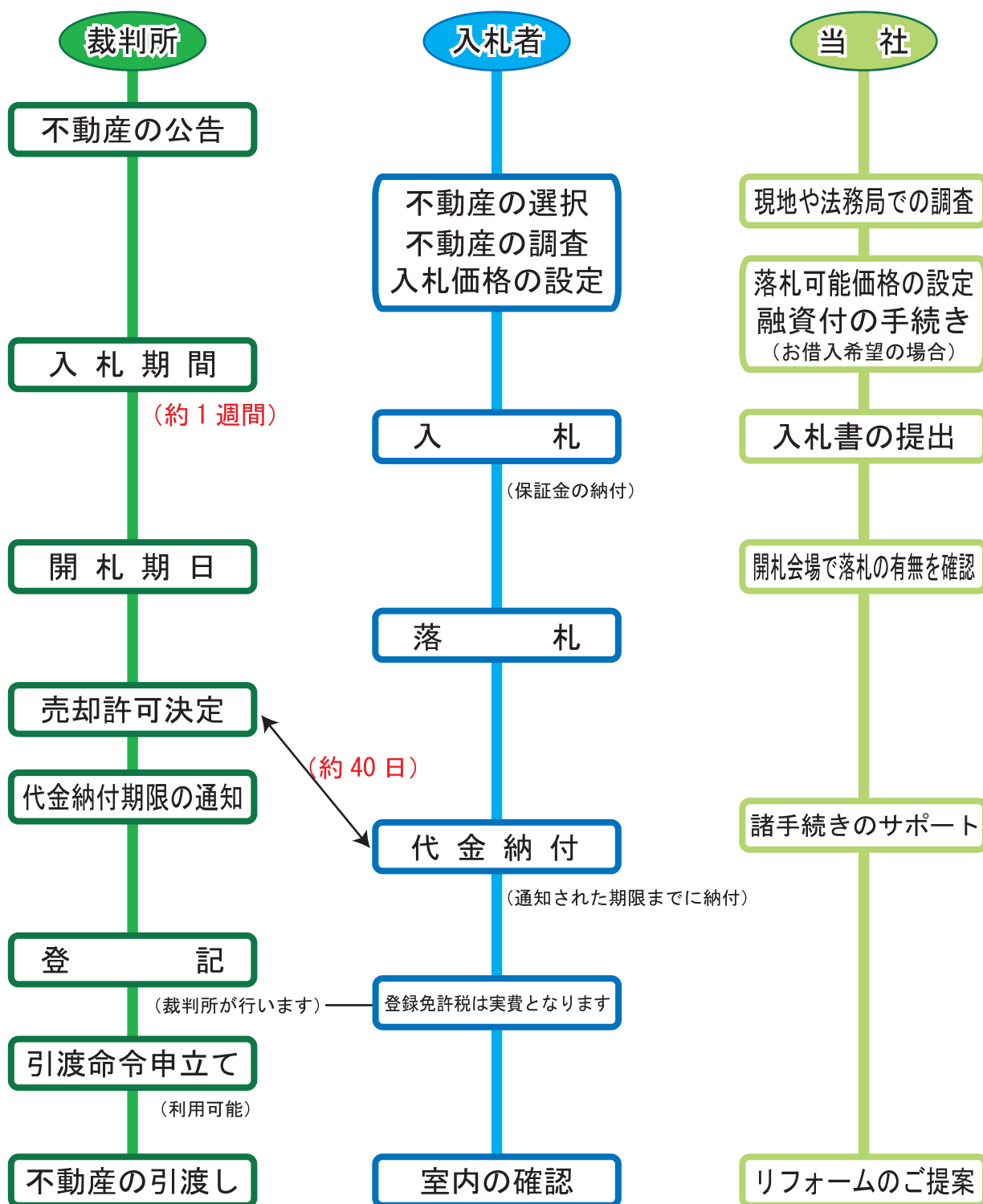
いったん落札すると取り消すことはできません。

落札が**確定した日から約40日以内**に残代金を支払うことになります。

(残代金を支払えない場合、保証金は没収されます。)

占有者がいる場合は、退去の手続きが必要です。

入札手続きの流れ・ご利用料金



- ・ 物件調査・入札手続き費用・・・1件 31,500円
(落札できた場合は不要です。)
- ・ 入札代行手数料・・・落札価格の3% (税別)、最低料金30万円 (税別)
(落札できた場合のみお支払いいただきます。)
- ・ 落札から不動産の引渡しまでに係る手続きの代行費用は、別途必要となる場合がございます。